

アドバイザー会議の公開・傍聴に関する関係条例等の抜粋

三木市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 20 年 3 月 31 日条例第 1 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、参画と協働によるまちづくりを一層推進することを目的とする。

（対象とする会議）

第 2 条 この条例の対象とする会議は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により市長その他の執行機関(以下「実施機関」という。)に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の会議とする。

（会議の公開の原則）

第 3 条 審議会等の会議は、これを公開する。

（非公開とすることができる会議）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

(1) 三木市情報公開条例(平成 11 年三木市条例第 1 号)第 8 条各号に定める非公開情報に該当する事項

(2) 公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる事項

（会議の開催の事前公表）

第 5 条 実施機関は、その定めるところにより、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。

（会議の傍聴）

第 6 条 何人も、第 4 条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。

三木市情報公開条例（平成 11 年 3 月 30 日条例第 1 号）

第 8 条 実施機関は、公文書に次の各号のいずれかに該当する内容が記録されている情報(以下「非公開情報」という。)を除き、公開請求に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（略）

(5) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの